

## 「結核に関する特定感染症予防指針」について

### 1 概要

本指針は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 11 条の規定に基づき、感染症のうち、特に総合的に予防のための施策を推進する必要があるものとして厚生労働省令で定められている結核について、原因の究明、発生の予防及びまん延の防止、医療の提供、研究開発の推進、国際的な連携その他結核予防の総合的な推進を図るための指針として、厚生労働大臣が作成し公表したものである。（平成 19 年 3 月 30 日策定（厚生労働省告示第 72 号））

なお、現行の指針は、平成 16 年当時の結核予防法に基づき策定した内容となっている。

### 2 構成と主な内容

#### (1) 原因の究明

結核に関する情報の収集及び分析並びに公表を進めることが重要である。

#### (2) 発生の予防及びまん延の防止

発症のリスク等に応じた効率的な健康診断、接触者健診、有症状時の早期受療の勧奨等きめ細かな個別対応が重要である。

#### (3) 医療の提供

結核患者に対する適正な医療の提供、治療完遂に向けた患者支援等きめ細かな個別対応が重要である。

#### (4) 研究開発の推進

必要な調査及び研究の方向性の提示、関係機関との連携、人材の育成等の取組を通じて、調査及び研究を積極的に推進する。

#### (5) 国際的な連携

海外の政府機関、研究機関、世界保健機関等の国際機関等との情報交換や国際的取組への協力を進める。

#### (6) 人材の養成

幅広い知識や研究成果の医療現場への普及等の役割を担う人材の養成を行う。

#### (7) 普及啓発及び人権の尊重

適切な情報の公表、正しい知識の普及等を図ることが重要である。

#### (8) 施設内（院内）感染の防止等

院内感染の防止、感染源及び感染経路調査等に取り組むことが重要である。

**(9) 具体的な目標等**

2010年までに、喀痰塗抹陽性肺結核患者に対する直接服薬確認治療率を95%以上、治療失敗・脱落率を5%以下、人口10万人対り患率を18以下とすることを旨す。